

2021年6月20日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 趣旨が不明な金銭をめぐるトラブルについて
- 同一労働同一賃金について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 87



エバー総合法律事務所

趣旨が不明な金銭をめぐる トラブルについて

1 金銭をめぐるトラブルは、貸した金が戻ってこないというケースを含めて様々なケースがあります。他人間だけでなく、親族間などでもトラブルになることは稀ではありません。貸したという、お金を渡した趣旨がはっきりしている場合はまだよいのですが、そもそもお金を渡した趣旨について争われることも珍しくはありません。今回は、そのような渡したお金の趣旨について争いがある場合を取り上げてみます。

2 お金を渡した理由は？

他人間で、お金を渡す理由が不明ということはあまりないと思います。理由がないのに渡したというのであれば、脅されて渡したのか（恐喝）、騙されて渡したのか（詐欺）などを疑ってしまいます。普通は、お金を貸したのか、あるいはあげたのか（贈与）、どちらかにあたります。さらに友人関係、恋愛関係、親族関係など身近な方々との間では、渡した趣旨が曖昧になってくることがあります。信頼関係があるうちはよいのですが、信頼関係が崩れたあとでは、渡したお金を巡ってトラブルになり、裁判に至ることも珍しくはありません。往々にして「支援」のために渡したお金が、渡す方から見れば、あれは貸したもの、となりますし、受領した方から見れば、あれはいただいたもの、と認識が食い違うことはよくあります。信頼関係があるゆえに、あえて契約書など書面にはしなかったということが仇になります。

3 処理のためのポイントについて

トラブルになり、私たち弁護士が相談を受けた場合に、貸したのか、贈与か、それとも恐喝なのか、詐欺なのか、具体的な事情をお聞きして証拠などを拝見しながら判断します。まず、判断の前提として、貸すのも、贈与も特に書面にする必要はありません。貸す約束をして金銭を渡せば貸金契約（法律上、「金銭消費貸借契約」と言います）は成立します（なお、民法改正により書面による契約の効力も法律上明確になり、その場合には金銭を渡す前に契約によって効力が生じることになりました）。贈与も、書面ではなくとも「あげる」約束をすることで贈与契約が成立します。ですから、返してもらおう約束をせずに渡した場合

が一番悩ましいこととなります。当事者間の遣り取りから返還を前提に渡した物かどうか、経緯や証拠との関係から考えていくこととなります。

そのほかに争いになるケースで、事業のために出したお金の趣旨について争われることがあります。よくあるのは、出した側は「貸したお金」という意識で渡しますが、受け取った側からは「出資金」という反論が出る場合があります。書面で交わすこともあります。貸したのか出資なのかその趣旨が明確ではないことがあります。出資ですと、会社の事業が思わしくなく損失を生じますと配当がなくなるだけでなく、破綻して資産がなくなってしまえば出資金は返してもらえなくなります。

また、お金を渡したところ契約自体が無効で渡す理由がそもそもなかったという場合もあります。このような場合には、不当利得といって、法律上の原因（理由）がないにもかかわらず、一方が損失を被ることによって他方が利益を得ている場合には、損失を被った方が利益を得た方に支払を求め、損失の回復を図ることができます。この場合支払いを拒む方が、どのような法律関係があるのか、返還をする必要がない法律関係を主張し立証する必要があります。

お金を渡した趣旨を明確に記載した書面があればよいのですが、そうでない場合にも全く請求できないということではありません。経緯などの事情や客観的証拠から、渡した趣旨を明確にして返還を求めることができる場合がありますので、ただちにあきらめる必要はありません。

4 最後に

金銭の返還を求める場合、多くの場合には請求する側が返還を求める理由を主張して立証する必要があります。ですから、後にお金の返還を求めたいということであれば、貸金として返還を求めることなどを予め書面として明確にしておくべきでしょう。特に親族や友人など親しい間柄でお金をお渡しになる場合、角が立つということで書面にしないことが多いのですが、結果的に返還を求めるのであれば、親しき中にも礼儀ありということで、約束として明確にしておくべきでしょう。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2021年6月22日火曜日、6月30日水曜日、7月7日水曜日、7月13日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

同一労働同一賃金について

1 はじめに

平成30年6月に働き方改革関連法が成立し、大企業は令和2年4月1日から、中小企業は令和3年4月1日から改正法が施行されることになりました。関連法の改正については具体的にはパートタイム労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）、労働契約法、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）の改正で、大きく分けると①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備、になります。

今回は、主に①に関連しながら同一労働同一賃金について触れていきたいと思います。

2 不合理な待遇差の禁止について

改正前は、労働契約法では有期雇用労働者と無期雇用労働者との間での不合理な労働条件の相違は認められていませんでした。vol.66（バックナンバーはホームページに掲載しています）では、この点に関する裁判例を取り上げました。その件では超過勤務手当、通勤手当など手当の相違が争われ、一部の手当の相違は違法とされました（単純に手当の名前だけで判断したわけではありませんのでご注意ください）。

改正では、労働条件以外の福利厚生などにも趣旨を広げて、基本給、賞与その他の待遇について、業務の内容及び責任の程度、具体的な職務内容及び配置の変更の範囲などにつき、待遇の性質や目的に照らして、不合理な相違を設けてはならないとされました。パートタイム（短時間労働者）についての規定を有期雇用労働者にも広げ、派遣労働者についても同様に不合理な待遇の禁止が設けられ、差別的取扱いも禁止されています。

なお、不合理な差別の解消については、均等待遇・均衡待遇を目的とされており、均等待遇は職務の内容・配置の変更などが同じ場合には同じ待遇をしなければならないということで、均衡待遇は、職務内容などが異なる場合にはその違いに応じた待遇をしなければならないということです。

3 ガイドラインについて

具体的にどのような場合が不合理な差別になるのかですが、厚生労働省は判断の目安としてガイドラインを策定し、ネット上で公開しています。ガイドラインでは、基本給、賞与、手当、福利厚生、教育訓練などについて記載されています。

例えば、基本給のところでは、通常の労働者と同一の能力又は経験を有する短時間・有期雇用労働者には、能力又は経験に応じた部分につき、同一労働者と同一の基本給を支払わなければならないとされています。しかし、能力向上のためにキャリアコースを設定していたり、あるいは定期的に職務の内容や勤務地に変更がある場合などについては相違を設けることは問題にならないなど、例示的なケースを設けてその処遇に対する考え方を示しています。

また、通勤手当及び出張旅費に関して、ガイドラインでは、基本的には通常の労働者と同一の通勤手当及び出張旅費を支給しなければならないとされています。しかし、本社採用か各店舗の採用かで通勤手当の上限に差を設けたり、所定労働日数が多い労働者と少ない労働者で相違を設けることについては問題ないとしています。改正前の最高裁判例で通勤手当の金額の差が不合理とする判例もありますので、無期、有期、短期、派遣各労働者の手当の相違を設けることが合理的か否かについて慎重に考えるべきでしょう。

このガイドラインに示されたか否かですべてが判断できるわけではありませんが、考え方は対処の重要な目安となると思います。

4 最後に

退職金や賞与に関して令和2年に最高裁判決が下されました。退職金のケースでは、退職金の趣旨・目的、非正規雇用社員と正規雇用社員との職務の内容・責任の程度、職務の内容・配置の変更の範囲など詳細に認定し、そのケースでは非正規雇用社員に対して退職金を支給しないことは不合理ではないと判断しました。しかし、すべてのケースにあてはまるわけではありません。御社の事情を改めて精査の上、各労働形態間の賃金、手当、福利厚生などの相違について合理的かどうかについて改めてご注意されるようお勧めします。判断に迷われたらご相談ください。



料金 のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3,300円
1時間	5,500円

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所 のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

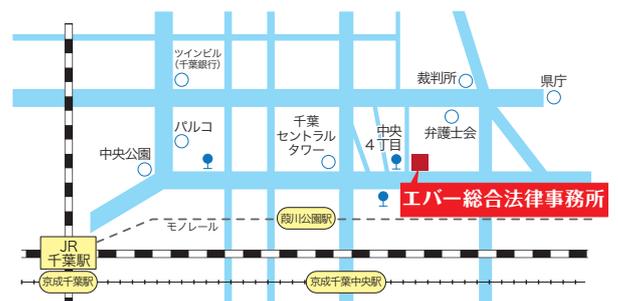
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。